

「人事院規則8—12(職員の任免)の一部を改正する人事院規則案」及び「平成26年人事院公示第22号の一部を改正する人事院公示案」に対して提出された御意見と人事院の考え方

番号	御意見の概要	人事院の考え方
1	<p>○外国語試験の際、ベトナム語およびベルシャ語のみの追加についての意見 英語が話せず、ベトナム語およびベルシャ語のみを扱う者は農林水産省職員としての水準を下げかねない為、反対</p> <p>○総合職となる者の再試験を1年から5年に変更する点についての意見 総合職でありながら、試験も無しに雇用を延長する事は無能であっても長期権力を有する事になる可能性は否定できないため反対。 総合職という重要な職につくレベルであれば問題なく試験は毎年突破できなくてはならない。</p> <p>○雇用条件を学卒から1年短縮する件についての意見 むしろ経験をつんだものの方が雇用には望ましいため、短縮どころか延長を求めるため反対</p>	<p>一つ目の御意見について、外国語試験の出題分野の見直しは外務省経験者採用試験(書記官級)について行うものですが、外国語試験をいずれの言語で受験する場合であっても、基礎能力試験で英語による文章理解の問題を課すことで英語に係る能力を実証しています。</p> <p>二つ目の御意見について、今般の採用候補者名簿(以下「名簿」という。)の有効期間の見直しは、総合職試験ではなく経験者採用試験に係る名簿について行うものです。 名簿は採用試験の合格者を記載するものですが、採用に当たっては、各府省が名簿に記載された者の中から面接を行い採用者を決定します。そのため、名簿に記載されることで国家公務員の身分が生じるものではありません。 総合職試験等に係る名簿については令和5年度に有効期間を5年へ延長しましたが、これは、試験合格後に他の就職先(民間企業等)へ進み更なる経験を積んだ者が再度試験を受け直すことなく上記採用面接を受けられるようにすることで人材確保の機会を広げるもので、本件見直しもこれと共通の目的によるものです。</p> <p>三つ目の御意見について、経験者採用試験の受験資格は、各試験の対象官職を踏まえて設計しています。 今般の見直しは、農林水産省経験者採用試験(係長級(技術))の対象官職を踏まえつつ、受験者を広く誘致するために、大学卒業等からの経過年数の要件を1年短縮するなどして、受験資格を拡大するものです。その上で、受験者の中から、経験論文試験や総合評価面接試験などを通じて、能力・適性を有する方を合格者とします。</p>